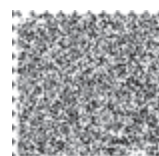
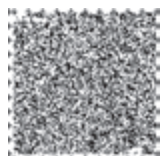


第2章

計画の基本的な考え方





第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本視点

(1) 基本理念

こども・若者や子育てを地域社会全体で支援し、安心してこどもを生み育てられる環境をつくり、全てのこども・若者が夢や希望をもって幸せな状態で成長できる、こどもの笑顔があふれるまちを目指します。

基本理念

こどもの笑顔があふれるまちづくり

(2) 基本視点

基本理念を具現化するため、計画の策定・推進にあたっては、こども大綱や福岡県こども計画を踏まえ、次の6つを基本視点とします。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

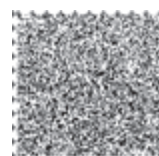
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図り、多様な価値観・考え方を前提として若い世代の結婚や子育ての希望がかなえられるようにする

⑥こどもや若者、子育て当事者が夢や希望を持つことができるよう、こども・若者、子育てをみんなで支える



2 基本目標

基本理念を実現するために、基本視点に基づき、以下の5つの基本目標を柱として具体的な施策を推進します。

①こども・若者の権利を保障する

こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現を行うことができる、生まれながらに権利の主体です。多様な人格を持った個人として尊重し、将来にわたり最善の利益を図ることができるよう社会全体で後押しをします。

②全てのこども・若者が夢や希望をもって成長できる

こどもや若者が、生まれ育った環境の違いにより、自らの人生の選択肢が極端に狭まることは望ましくありません。こども・若者が、自分らしく自らの希望に応じて幸せな状態で社会生活を送ることができる環境づくりを行います。

③安心して生み育てられる

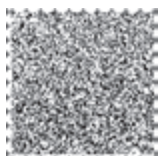
こどもの健やかな成長のためには、安心してこどもを生み、育てられる環境が必要です。共働き家庭等の増加による保育・子育て支援ニーズの多様化、子育て家庭の状況に応じた不安や悩みなどに対応できる施策の更なる充実を図ります。

④こどもの健やかな育ちを守る

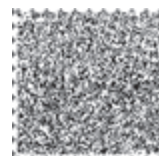
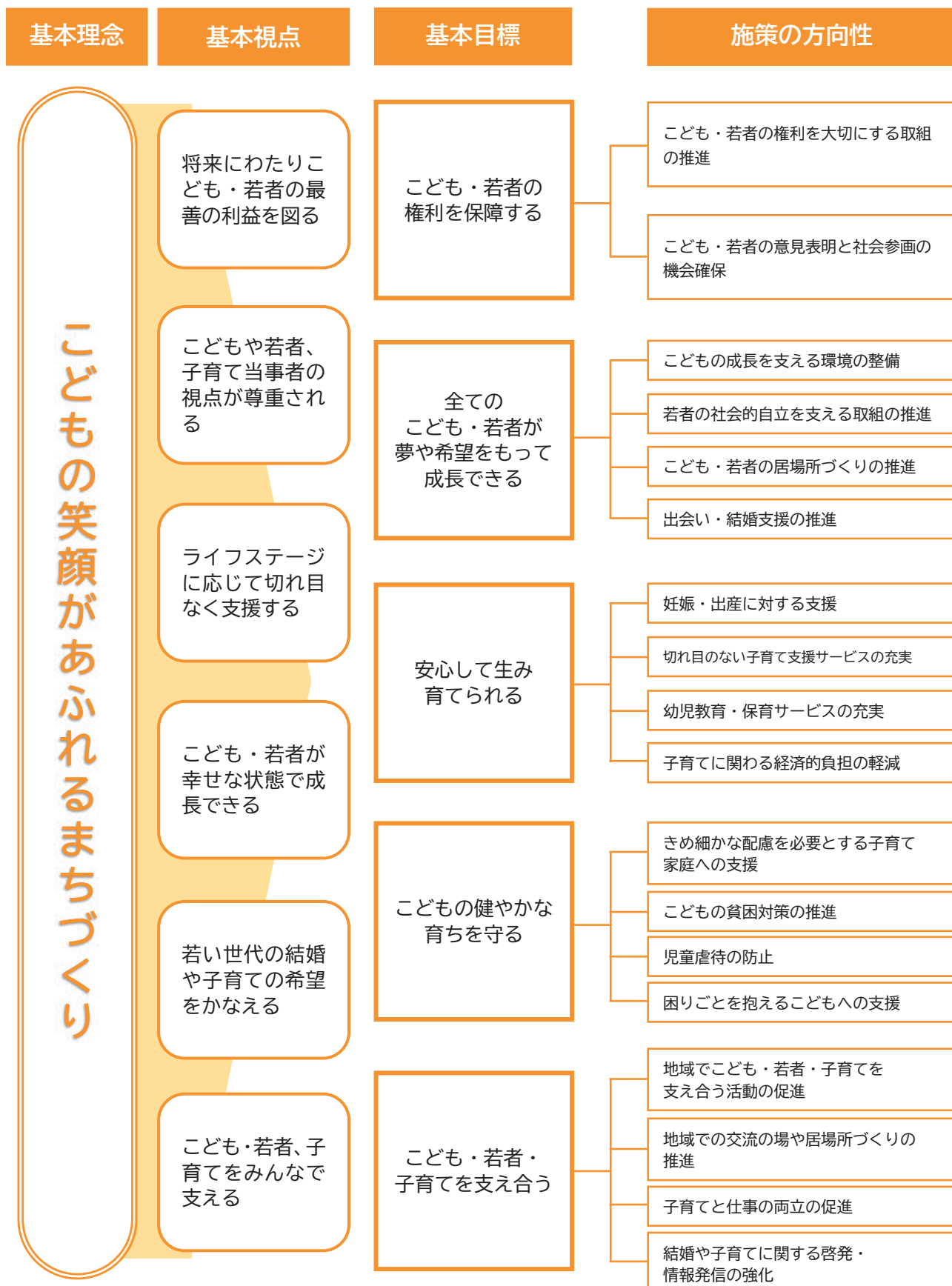
こどもの健やかな育ちを保障するためには、こどもの状況に応じて必要な支援を受けることができる環境が必要です。こどもの育ちに困りごとを抱える家庭へのきめ細かな支援やこどもの育ちを地域で見守る社会づくりを行います。

⑤こども・若者・子育てを支え合う

子育てやこども・若者の成長は家庭だけで完結するものではなく、地域とのつながりや社会全体の支援が必要です。地域で支え合える環境や多様な主体の協働による支援の中で妊娠・出産・子育てができる、こども・若者や子育て家庭が孤立しない地域づくりを行います。



3 施策の体系



4 基本目標に対する成果指標等

基本目標全体の達成度を測るために、令和11年度時点の到達目標を定めた「成果指標」を設定します。

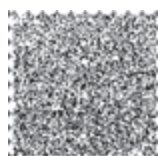
また、到達目標は定めませんが、施策の進捗状況を客観的な数値で確認するため、「取組や現状を把握する指標」を設定します。

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値 令和11年度
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学6年生▲1.6% 中学3年生▲3.1% (令和6年度)	全国平均以上
困っていることや悩みごとを相談できる人がいる こどもの割合	93.9% (令和6年度)	96.0%
子育てしやすいまちと思う人の割合	72.0% (令和6年度)	80.0%
ワーク・ライフ・バランスの環境整備が進んだと 思う人の割合	64.4% (令和6年度)	80.0%

(2) 取組や現状を把握する指標

取組指標	現状値	関係する 基本目標	備考
こどもの権利に関する啓発講座等の実施 回数	こども 141回 大人 56回 (令和6年度)	1	
婚姻件数	1,186件 (令和5年)	2	1,556件 (平成29年)
合計特殊出生率	1.35 (令和5年)	2, 3	1.20 (全国：令和5年)
地域でのこども・若者の居場所の設置校区 数	23校区 (令和6年度)	2, 5	
乳幼児健診における「この地域で子育てを したい」と思う親の割合	97.3% (令和5年度)	3	97.6% (平成30年度)
こどものいる生活困難世帯の割合	19.4% (令和6年度)	4	22.1% (平成29年度)
生活保護世帯に属するこどもの進学率 (高等学校等・大学等)	高等学校等 95.3% 大学等 45.8% (令和5年度)	4	高等学校等 95.2% 大学等 30.9% (平成30年度)
ひとり親の正規雇用の割合	母子世帯 51.3% 父子世帯 72.9% (令和3年度)	4	母子世帯 49.7% 父子世帯 74.7% (平成28年度)
世話をしている家族がいるこどもの割合	小6 7.8% 中2 6.3% 高2 4.2% (令和5年度)	4	小6 6.5% 中2 5.7% 高2 4.1% (全国：令和2・3年度)



取組指標	現状値	関係する基本目標	備考
こども・若者の自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺死亡者数)	20歳未満 3.9 20～30歳代 20.6 (令和元年～令和5年平均)	4	20歳未満 5.8 20～30歳代 18.3 (平成29年～令和3年平均)
地域での子育て中の人の居場所の設置校区数	33校区 (令和6年度)	5	

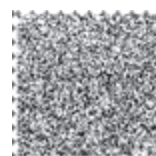
5 SDGsとの関係

「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を目指し、17のゴールで構成される「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「こどもの笑顔があふれるまちづくり」の実現に向け施策・事業を進めていくにあたり、欠かせない視点です。

本計画においても、SDGsの視点を踏まえて、各施策に取り組んでいきます。



※本計画の第3章「施策の内容」では、基本目標ごとに、関係するSDGsを表示しています。



第1章
計画策定の趣旨

第2章
計画の基本的な考え方

第3章
施策の内容

第4章
子ども・子育て支援事業計画

第5章
計画の推進

資料
編

